印西市空き地の雑草等の除去に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、空き地に繁茂し、放置されている雑草等を除去することにより、市民 の良好な環境衛生を保持することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地をいう。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項の農地、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項の空家等及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは除く。
 - (2) 雑草等 青草、枯れ草及びこれらに類するもの。
 - (3) 所有者等 所有者又は管理者をいう。
 - (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂することにより、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。
 - ア 犯罪等を誘発するおそれがあるとき。
 - イ人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - ウ 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
 - エ その他著しく公益に反するとき。

(所有者等の責務)

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(所有者等の調査)

第4条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、所有者等の情報その他必要な事項 について調査をすることができる。

(指導又は助言)

第5条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第6条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、 期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第7条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由がなくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去に必要な措置をとるよう命ずることができる。

(立入調查)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に当該空き地に立ち入り、調

査をさせることができる。

- 2 前項の土地の所有者等は、同項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。
- 3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、土地の所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。